

ステップ 2

請求状況・内容のご不明な点については、東京電力にお問い合わせください（電話or窓口）。その際、「当機構の本チラシを見ての問い合わせであること」をお伝えください。東京電力が請求状況を確認し、その内容をお知らせいたします。

<東京電力ホールディングス株式会社 賠償に関するお問い合わせ電話番号>



0120-926-404

9:00～19:00（月～金（除く休日）） 9:00～17:00（土・日・休日）
・東京電力にお問い合わせしていただければ、賠償請求状況を確認することができます。ただし、個人情報であるため、ご本人から（もしくはご本人の委任状を持った方）でないと情報は開示できないことにご留意ください。

ステップ 3

「請求漏れの不安が残る」、「専門家の意見を聞いてみたい」等の場合、
当機構の無料相談をご利用ください。

<対面相談をご希望の場合>（弁護士が対応）

予約ダイヤル

0120-330-540

受付時間 9:30～17:00（土・日・祝日も受付）

<電話相談をご希望の場合>（相談：弁護士、情報提供：行政書士）

電話相談ダイヤル

0120-013-814

受付時間 10:00～17:00（月～土（除く祝日））

請求漏れについての相談に限らず、「賠償金額に納得がいかない」、「ADRの申立てはどうすればよいのか」、「賠償請求権がいつ時効を迎えるのか不安だ」等、原発事故の賠償についてお困りごとがあれば、何でもご相談ください。避難指示区域内外、個人・事業者問わず、どなたでもご利用いただけます。

○機構の無料相談会について



毎月、市町村の広報誌に左記の相談会情報（チラシ）を同封させていただいています。相談会の開催予定については、相談会情報（チラシ）をご覧ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構は政府出資の認可法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。

https://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai.html

各相談会の詳しい情報もご確認いただけます。

NDF相談会



東京電力福島原発事故による被害者の皆さまへ

原子力損害の賠償請求は お済みでしょうか？

請求漏れがないか確認をお願いします。

（本チラシ中面）
請求状況
チェックリスト付き

（弁護士・行政書士）
専門家に
無料で相談
できます

請求漏れ確認の3ステップ

ステップ1

チェックリストは、
本チラシ中面に掲載！



チェックリストで
請求状況を確認

ステップ2

「機構のチェックリストを
見て電話したんだけど...
分からぬところがあって」



請求状況の不明な点を
東京電力に問い合わせ

（東京電力 問い合わせ電話番号）

0120-926-404

ステップ3

「請求漏れがないか不安で...」



機構の無料相談で
専門家に相談

（対面相談をご希望の場合）

0120-330-540

（電話相談をご希望の場合）

0120-013-814

請求漏れ確認の3ステップ

CL-E

ステップ① ご自身で以下のチェックリストを参考に請求状況をご確認ください。

避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）

個人賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか
避難生活等による精神的損害	避難等によって被られた精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要介護者等への増額	要介護状態等のご事情による、避難等によって被られた精神的苦痛の増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
移住を余儀なくされたことによる精神的損害 ※帰還困難区域、大熊町、双葉町が対象	長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他実費等	避難・帰宅等に係る費用相当額	避難またはご帰宅に伴い負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
家賃に係る費用相当額	避難等に伴い発生した家賃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生命・身体的損害	避難等を余儀なくされたため生じた医療費、付随費用および入通院慰謝料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労不能損害	避難等によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収分、転居費用、通勤交通費増加額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
帰還に伴う就労不能損害 ※帰還後、損害が発生した場合、当該月から最長12ヶ月間	帰還に伴う就労環境の変化によって発生した給与等の減収額等	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
早期帰還に伴う追加的費用 ※事故後4年以内に避難指示が解除された地域に、解除後1年内に帰還した場合	先行して避難指示が解除された区域に帰還することに伴い、負担を余儀なくされた追加的費用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
自主的避難等に係る損害 ※避難等対象区域に居住されていた方で、対象期間に18歳以下の方および妊娠されていた方が対象 ※対象期間は、①平成23年4月23日から平成23年12月31日、②平成24年1月1日から平成24年8月31日	放射線被ばくへの恐怖や不安、それに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求）請求状況チェックリスト

財物賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)
家財の賠償（一般家財、高額家財）	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>
仏壇の賠償	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>
宅地・建物・借地権等の賠償	【宅地・借地権】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分 【建物】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなる財物価値の減少分、管理不能にともなう財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>
田畠の賠償	避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	<input type="checkbox"/>
宅地・田畠以外の土地の賠償	避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	<input type="checkbox"/>
自動車に関する賠償	継続して警戒区域・帰還困難区域内にあったことにより、使用不能もしくは修理が必要となった車両の車両費用もしくは修理費用	<input type="checkbox"/>
墓石等の移転（修理）に係る賠償	避難指示区域内に存在していた墓石等の修理もしくは移転に要した費用	<input type="checkbox"/>
立木の賠償	（避難指示区域および避難指示区域外の双葉郡） 対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分 (福島県内（上記区域以外）) 対象区域内に存在していたいしあけ原木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分	<input type="checkbox"/>
持ち家 居住確保に 係る費用	※事故発生日時点に、ご自身が所有する持ち家にお住まいだった方 移住される際の住宅や宅地の購入費用や、帰還される際の建替え・修繕費用	<input type="checkbox"/>
借家	※事故発生日時点に、借家（賃貸アパート、公営住宅等を含む）にお住まいだった方 移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用（定額賠償）	<input type="checkbox"/>

旧緊急時避難準備区域 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求）請求状況チェックリスト

個人賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか
避難生活等による精神的損害	避難等によって被られた精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
要介護者等への増額	要介護状態等のご事情による、避難等によって被られた精神的苦痛の増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害	避難等に関連した学校生活等における精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
旧緊急時避難準備区域における通院交通費等の生活費増加分	インフラの復旧状況等を踏まえた通院交通費等の増加分	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
その他実費等	避難・帰宅等に係る費用相当額	避難またはご帰宅に伴い負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
家賃に係る費用相当額	避難等に伴い発生した家賃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生命・身体的損害	避難等を余儀なくされたため生じた医療費、付隨費用および入通院慰謝料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労不能損害	避難等によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収分、転居費用、通勤交通費増加額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

個人賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか
自主的避難等に係る損害 ※避難等対象区域に居住されていた方で、対象期間に18歳以下の方および妊娠されていた方が対象 ※対象期間は、①平成23年4月23日から平成23年12月31日、②平成24年1月1日から平成24年8月31日	放射線被ばくへの恐怖や不安、それに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自主的除染に係る費用 ※原則、平成24年9月30までに業者に委託して実施した除染作業が対象	自主的除染に係る費用のうち実際に負担された「外部委託費用」「物品購入費」「証明書類取得費用」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財物賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか
立木の賠償	（避難指示区域および避難指示区域外の双葉郡） 対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分 (福島県内（上記区域以外）) 対象区域内に存在していたいしあけ原木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅等の補修・清掃費用	避難等に伴う管理不能により損傷した住宅等を原状回復するためにご負担された費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・上記は請求の対象とならない項目も含んでいます。例えば、就労不能損害は、事故発生時点において就労されていなかった方（就職・復職予定者を除く）は基本的に対象になりません。

・事故時点に居住していた区域によっては賠償対象とならない項目もございます。

・直接請求では認められなかった項目や賠償金額でも、個別の事情に応じて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続で認められる可能性があります。